資料2－1

国土強靭化

NATIONAL RESILIENCE

強くて、しなやかなニッポンへ

脆弱性（予備）評価結果について

今年度の脆弱性（予備）評価の
実施手順について

脆弱性(予備)評価の流れ

第34回 (8月3日)	○基本計画の見直しの進め方について ○脆弱性評価に用いるフローチャート分析手法について ○8つの事前に備えるべき目標について(たたき案) ○45の「起きてはならない最悪の事態」の改訂について(たたき案)
第35回 (9月6日)	○8つの事前に備えるべき目標について(草案) ○45の「起きてはならない最悪の事態」について(草案) ○脆弱性評価を進めるうえでのフローチャート作成の考え方について ○脆弱性(予備)評価を実施するための指針について
第36回・第37回 (10月10日・ 11月28日)	○有識者からのヒアリング ①被災者の生活支援、健康管理　②復興への備え ③ICTの災害対応活用　④人材育成の推進 ⑤官民連携　⑥「民」主導の強靱化の取組み ⇔ 並行して ⇔ フローチャートを用いた 脆弱性(予備)評価の検討 【11月　委員を交えたWGの実施】
第38回 (1月10日)	**○基本計画の見直しにあたり考慮すべき社会情勢の変化等について ○脆弱性(予備)評価結果について(プログラムごとの総合的な評価)**
第39回 (H30年2月28日)	**○脆弱性(予備)評価結果について(施策分野ごとの総合的な評価・全体とりまとめ) ○重点化の考え方について**
第40回(H30年3月)	○アクションプラン2018について(スケジュール、方針等) ○脆弱性評価指針について(素案タタキ)
第41回(H30年4月)	○脆弱性評価の指針について(素案決定)

(参考)

H30年度以降

◆脆弱性評価の指針(国土強靱化推進本部決定)
◆脆弱性評価の結果(国土強靱化推進本部報告)
◆次期基本計画(閣議決定)

基本計画見直しにあたっての脆弱性評価について

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

（1）基本計画の案の作成に関しては、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、その結果に基づいて作成することとなっている。（基本法※第17条第1項）

（2）また、脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に、**施策分野ごとに**行うこととなっている。（基本法※第17条第3項、第4項）

※強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

（3）今年度は、今後上記のような法的手続きに則って行う基本計画の見直しに先立ち、これまでの国土強靱化に関する取組を振り返るとともに、現状に関する概略・予備的な調査を行うために、脆弱性（予備）評価を実施。

（4）脆弱性（予備）評価は、フローチャート分析手法を用い、主な施策分野が類似するプログラムごとにワーキンググループを設け検討を進めた。

≪（1）（2）の概要図≫

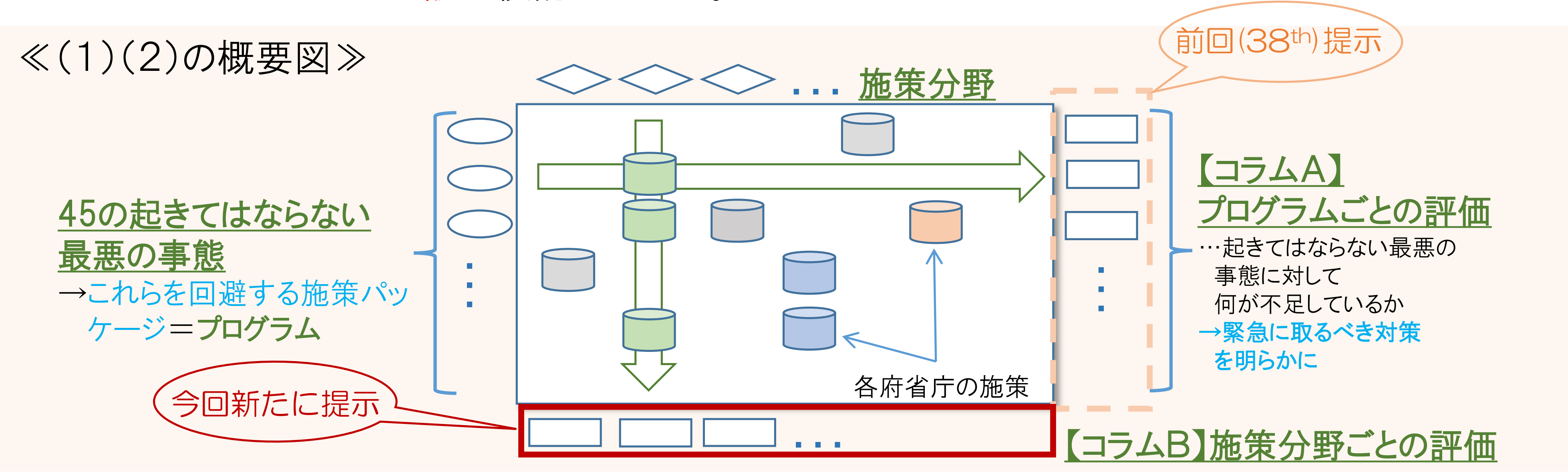

施策分野ごとの評価（コラムB）について

施策分野ごとの評価について

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

- 脆弱性(予備)評価にあたっては、12の個別施策分野を設定するとともに、各個別施策分野に共通する分野横断的な施策に関し、以下の5つの横断的分野を設定した。
- 評価は「最悪の事態」を回避するプログラムごとの評価(コラムA)で浮かび上がった課題を施策分野ごとに仕分け、集約・再整理する形で取りまとめた。 ➡ 資料2-3

(個別施策分野)
1) 行政機能/警察･消防/防災教育等
2) 住宅･都市
3) 保健医療･福祉
4) エネルギー
5) 金融
6) 情報通信
7) 産業構造
8) 交通･物流
9) 農林水産
10) 国土保全
11) 環境
12) 土地利用(国土利用)

(横断的分野)
A) リスクコミュニケーション
B) 人材育成
C) 官民連携
D) 老朽化対策
E) 研究開発

今回の脆弱性(予備)評価で新たに設定する分野(B、C)

横断的分野の設定について

- 横断的分野は、「分野横断的な課題について、全体に共通する施策として重要であり、重点化プログラムと適切に連携しながら推進する（第7回懇談会より）」ことを目的に設定しているものである。
- 今回の脆弱性（予備）評価では、現行計画の「リスク・コミュニケーション」「老朽化対策」「研究開発」に加え、今年度の懇談会で取り上げた「基本計画の見直しにあたり考慮すべき社会情勢の変化等」を踏まえ、新たに「人材育成」「官民連携」を設定することとした。
- 「リスク・コミュニケーション」「人材育成」「官民連携」については概念が類似しているが、今年度の議論、及び、脆弱性（予備）評価において各横断的分野に関連する施策として登録されたものを踏まえると、国土強靱化の議論においては、次のような観点で整理するのが妥当ではないかと考えている。

A. リスク・コミュニケーション

「自助・共助」に注目し、多くの人・企業に自分の置かれているリスク状態への理解を促したり、地域でリスクを共有する施策。

B. 人材育成

専門家、プロフェッショナル、教える側の人を育てる施策。

国土強靱化においては、必ずしも「防災」の専門家ではなく、まちづくりや企業再生、専門工事の技術者を含むこともある。

C. 官民連携

「公助」の施策の実施において、行政が民間企業や地域の専門家等の有するスキル、ノウハウや施設設備、組織体制等を活用していく施策。

脆弱性(予備)評価の記載案　A. リスク･コミュニケーション

○ 国土強靱化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体の他、地域住民、コミュニティー、NPO等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助、共助の取組を効果的で持続的なものとする必要がある。このため、全ての関係者が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取組む必要がある。

○ 災害時の住民どうしの助け合い･連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティーの機能を平時から維持･向上させるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。また、防災ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実･拡大等により促進する必要がある

○ BCPの策定や実効性の向上、住宅･建築物の耐震化、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における国土強靱化への投資や取組を促進するための普及啓発、情報提供等を進める必要がある。

○ 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等を促す必要がある。

○ 多くの自然災害が発生するわが国は、国際的に見ても国土強靱化に関する先進的な取り組みを進めている国の一つであり、国土強靱化に関する様々な分野において諸外国との相互理解を深め、国際社会に貢献していく必要がある。「仙台防災枠組　2015-2030」の普及･定着や「世界津波の日」等を契機とした防災･減災に関する意識向上のための啓発活動に国内外で取り組む必要がある。

脆弱性(予備)評価の記載案　B. 人材育成

- 〇 災害発生時の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練、合同訓練等各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。また、DMAT等の計画的養成をはじめ、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備に取り組む必要がある。更に、国が地方公共団体や民間における人材育成を支援・促進する必要がある。
- 〇 民間企業等のBCPの担い手の育成に加えて、地域において、民間企業のレジリエンス向上を牽引する専門人材の育成に取り組む必要がある。
- 〇 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等の確保・育成を図る必要がある。
- 〇 防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する等のため、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し、実戦的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材を育成する必要がある。特に、復興の観点からはまちづくり・地域づくりに関わる仕組等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む必要がある。
- 〇 土砂災害や火山研究の専門家の育成や、大規模災害の経験、教訓、研究成果を現場に活かしていく人材の育成等を進める一方、各地域には多分野に精通した技術者等の育成が必要である。

脆弱性(予備)評価の記載案　C. 官民連携

○ 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する必要がある。これを実効あるものとするために、国、地方公共団体と民間企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。また、連携先となる地域に精通した民間企業等の人員・資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても平時から推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。

○ 被害情報をはじめとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの活用、情報の一元的提供等の取組を推進する必要がある。

○ 個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入体制の整備をする必要がある。また、地方公共団体に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める必要がある。

○ 平時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する必要がある。また、地方公共団体とインフラ・ライフラインに関する企業等が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、地方公共団体と経済団体等とが協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、民間企業等が BCP 等災害に対応するための取組を行いやすくする必要がある。

脆弱性(予備)評価の記載案　D. 老朽化対策

○ 我が国の国民生活や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園、学校等の生活基盤、農業水利施設・漁港等の食料生産・供給基盤、治山治水・海岸堤防等といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられているが、インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、計画的にインフラの維持管理・更新を行う必要がある。

○ 地方公共団体の中には維持管理を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在するなど、インフラの老朽化対策を進める体制についても、十分とはいえない面があるため、体制整備支援等を図る必要がある。

脆弱性(予備)評価の記載案　E. 研究開発

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

○ 国土強靱化に関する研究開発によるイノベーションを促進する体制が不十分であることから、優れた研究者・技術者の育成、インセンティブの付与により、研究開発の体制づくりを進めるとともに、成果の普及・実装を図る必要がある。

○ 国土強靱化の取組には、衛星や ICT 技術の活用等による迅速な災害情報の収集・共有、耐震化向上技術や新たな構造材料および老朽化点検・診断技術の開発、人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入技術等、基礎技術から応用技術に至る幅広い分野の技術開発が求められることを踏まえつつ、技術の実装化に向けた研究開発を進める必要がある。

全体概要
～評価結果のポイント～

全体概要　～評価結果のポイント～

（1）国土利用、産業構造の脆弱性についての対応が必要

防災を考える際に前提条件と捉えている国土利用や産業構造の現状について、経済の長期的な安定成長を考える際のリスクヘッジを踏まえたあり方を検討し、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組んでいく必要がある。例えば、首都直下地震が懸念される中、人口や本社、首都機能が東京に過度に集中し、万一の際に巨大な人的経済的損失、国家の機能喪失を生じさせるような状況になっていないか、津波や洪水等の災害リスクが高いエリアに地域の多くの人口が集中していないか、一方で、地方においては、地域の活力が低下し、万一の際に復興に必要な人材を被災地内で確保できない状況となっていないか等について検証し、対応していく必要がある。

（2）発生頻度や被害の甚大さについて、調査研究が必要

大規模自然災害の発生から最悪の事態に至る論理構造の分析を踏まえ、事象の発生確率や被害の大きさ等を定量的にシミュレーションして脆弱度を評価していく手法や、多くの論理構造に共通する部分があること等を踏まえて重点化していく手法等について発展途上であり、官学が連携し調査研究を行い、その結果を普及啓発していく必要がある。

（3）ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

地震や台風等の到来が初期の災害につながるのを抑制するハード整備と、ハードの想定を超えたときの、避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、初期の災害が最悪の事態に展開してしまうことを、何としてでも阻止していく必要がある。

（4）リダンダンシーの確保とBCPの策定・実効性担保が必要

エネルギー供給網、通信網、交通網の多重化、行政、金融、物流、情報サービスの拠点の代替性確保、それら社会基盤の上に成り立つ産業等における業務継続計画の策定とその不断の見直し、訓練実施等による実効性担保は、各施設の耐災害性強化と並び、災害発生時にも非被災地の業務を継続し、我が国全体の経済の停滞を防止する上で必要不可欠である。また、被災した施設を復旧していくため、人員や資機材の平時からの総量確保、非常時の全国的な応援態勢の準備を進めておく必要がある。

（5）よりよい復興(Build Back Better)を意識した備えが必要

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据え、また地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

予備評価を通じた
脆弱性評価手法の課題

脆弱性評価手法の課題

（1）フローチャート分析結果の活用

○　今回の脆弱性(予備)評価では、「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こりうるかを、フローチャートで「見える化」した。また、その回避に向けた現状の施策の組み合わせ等を整理し勘案しながら、現状を改善するための課題及び今後導入すべき施策について分析を行った。
結果、次のような事等が明らかとなった。

- 45の「起きてはならない最悪の事態」を回避するプログラム間の相互関係が整理され、交通、通信関連など、他の多くのプログラムへ影響を与えるものがある。
- 住宅・建物の倒壊、災害リスクの高い場所への人口集中など、最悪の事態に至るプロセスに頻繁に関与する事象がある。

→ 基本計画の策定・推進にあたっては、これらに着目して検討していく必要がある。

（2）指標の活用

○　今回の脆弱性(予備)評価においては、国土強靭化の現在の水準を客観的に把握できるようにするため、現行計画の重要業績指標同様、プログラムごとにできる限り指標を選定し、コラムAに表現した。

○　但し、「国家百年の計」との理念の下に策定される基本計画に向けての脆弱性(予備)評価であることを踏まえ、特定の期間を念頭に置いた目標値の設定は行っていない。

→ 基本計画に基づき策定される国の他の計画や、国土強靭化アクションプラン等において、目標値に対する進捗を管理していく必要がある。

○ また、重要業績指標は施策と指標が一体であるため、脆弱であることは浮かび上がったものの、施策が結びついていないものは、指標も設定できていない状態にある。

→ 総合的な脆弱性を示すアウトカム指標の位置づけで、指標化を検討していく必要がある。

〔参考〕各プログラム間の連鎖

○ フローチャートに青枠表現されたプログラム間の関係をつなぎ合わせると、以下のようになる。

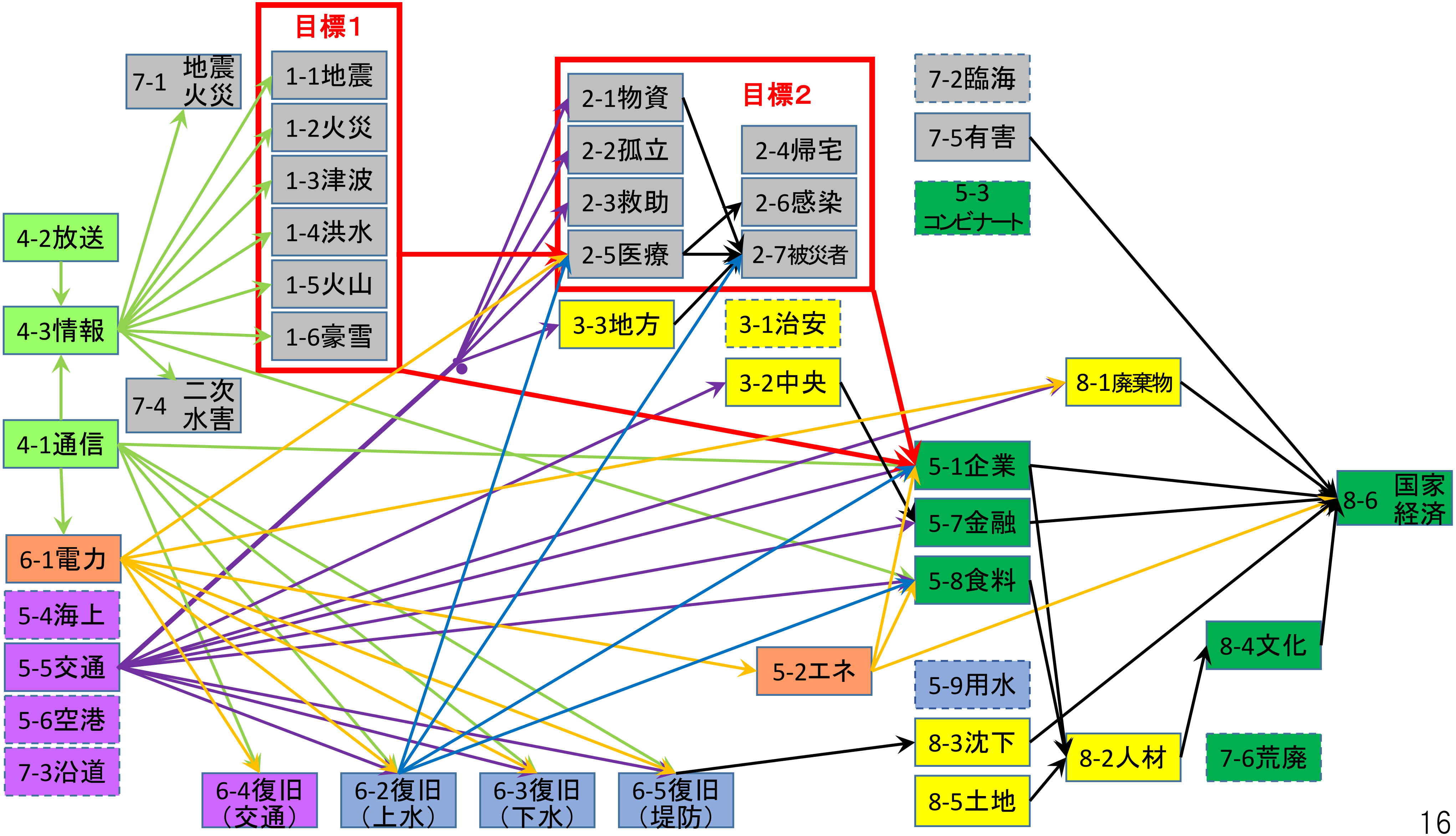

〔参考〕 指標の検討（“集中のリスク”の例）

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

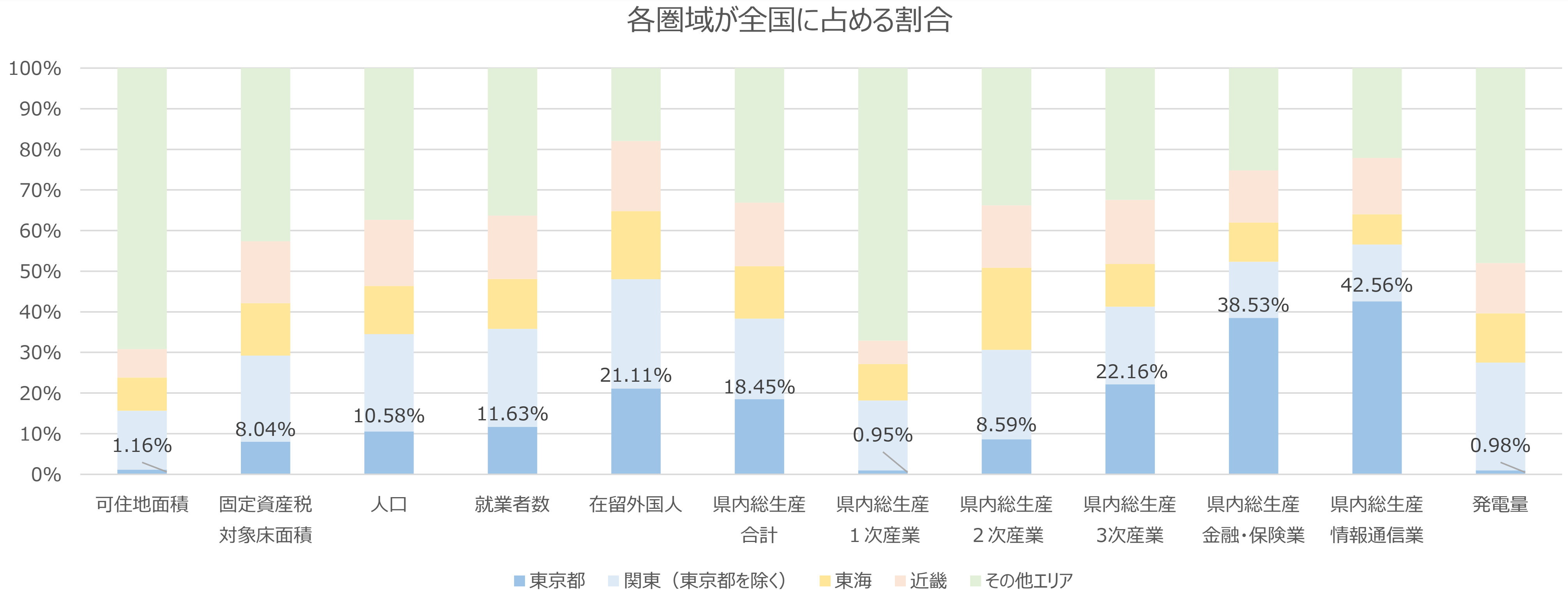

	可住地面積	固定資産税対象床面積	人口	就業者数	在留外国人	県内総生産合計	県内総生産１次産業	県内総生産２次産業	県内総生産3次産業	県内総生産金融･保険業	県内総生産情報通信業	発電量
東京都	1.16%	8.04%	10.58%	11.63%	21.11%	18.45%	0.95%	8.59%	22.16%	38.53%	42.56%	0.98%
関東（東京都を除く）	14.52%	21.18%	23.91%	24.20%	26.95%	19.87%	17.24%	22.08%	19.12%	13.83%	13.98%	26.55%
東海	8.16%	12.88%	11.88%	12.26%	16.74%	12.89%	8.94%	20.19%	10.51%	9.60%	7.45%	12.09%
近畿	6.98%	15.27%	16.28%	15.61%	17.28%	15.70%	5.78%	15.37%	15.79%	12.87%	13.88%	12.37%
その他エリア	69.18%	42.63%	37.35%	36.30%	17.92%	33.08%	67.09%	33.78%	32.43%	25.17%	22.12%	48.00%
データの出典	【総務省】社会生活統計指標（H27･10）	【総務省】固定資産の価格等の概要調書（H28.1）	【総務省】住民基本台帳調査（H29･1）	【厚生労働省】労働力統計（H29）	【法務省】在留外国人統計（H29･６）	【内閣府】県民経済計算（H26）						【資源エネルギー庁】電力調査統計（H28）

〔関東〕茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨　〔東海〕静岡、岐阜、愛知、三重 〔近畿〕滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

「起きてはならない最悪の事態」の見直し案の補正

「起きてはならない最悪の事態」の見直し案の補正について

- 脆弱性(予備)評価にあたっては、現行計画の「起きてはならない最悪の事態」の設定を見直し、改めて45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、評価を行ってきた。
- 予備評価の過程における議論等を受け、より設定の意図が伝わるよう、見直し案を一部補正する。

9/22 脆弱性(予備)評価指針の案			脆弱性(予備)評価後の補正案	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	→	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全	→	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
4-1	防災・災害対応に必要な情報通信インフラの麻痺・機能停止	→	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5-6	複数空港の同時被災	→	5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
7-1	地震等による市街地での大規模火災の発生	→	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	→	7-4	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	→	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
7-6	農地・森林等の荒廃、堆積した土砂や火山噴出物の流出による被害の拡大	→	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態	→	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティ-の崩壊等による有形・無形の文化の衰退	→	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティーの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

45の起きてはならない最悪の事態（見直し案（補正後））

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
	起きてはならない最悪の事態
1. 直接死を最大限防ぐ。	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅 速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による多数の死者・病症者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する。	
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない。	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

※ ［色付き］は、新たに設定　［斜線］は、内容を組替

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
	起きてはならない最悪の事態
5	
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
5-8	食料等の安定供給の停滞
5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	
6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
7-4	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティーの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
8-5	事業用地の取得、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響